

# 告 示

## 埼玉県告示第七百六十九号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり行う。

令和五年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和五年十二月十日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

### 二 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- ロ 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 三 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- ロ 基礎化学
- ハ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「省令」という。）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
- ニ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

### 四 受験手続

イ インターネットによる場合

#### (1) 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）で案内する。

#### (2) 受付期間

令和五年七月十九日（水）から同年八月四日（金）まで

ロ 郵送による場合

(1) 受付方法

受験願書に毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第七十四号）第九条に規定する書類を添え、埼玉県毒物劇物取扱者試験センター（印西郵便局私書箱七号）宛に簡易書留により郵送すること。

(2) 受付期間

令和五年七月十九日（水）から同年八月四日（金）まで

なお、八月四日（金）までの消印のあるものに限る。

五 試験手数料

一万一千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

六 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁庁舎一階南側エレベーター前掲示

令和六年一月二十二日（月）午前十時から令和六年一月二十三日（火）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/dokugekishiken/h30/goannai.html>）掲載

令和六年一月二十二日（月）午前十時から同年二月二十一日（水）午後五時まで